

## 佐渡市公式ソーシャルネットワークサービスの利用に関する運用規程

平成 28 年 6 月 17 日

平成 30 年 2 月 28 日

最終改正 令和 4 年 2 月 28 日

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、ソーシャルネットワークサービス（以下、SNS という。）により情報発信を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (SNS)

第 2 条 ここでいう SNS とは、広報媒体として佐渡市が公式に開設することを広報主管課において決定し、別表 1 で示すものをいう。

なお、各 SNS の公開アカウントは原則として佐渡市（佐渡市役所）公式の 1 アカウントとし、これとは別に編集用アカウントは必要に応じて用意する。

### (情報の発信)

第 3 条 情報発信に加え、SNS の開設、権限の管理等の総括的な事務は、広報主管課が行い、情報発信は所属長が所属職員のうちから選任する SNS 運用者が行うものとする。

2 前項の情報発信を行う所属長は、佐渡市公式ソーシャルネットワークサービス運用者（選任・変更）届出書（別記様式）を広報主管課長に提出するものとする。

### (意思決定)

第 4 条 発信する情報については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 既に一般に周知されている事項について、追加、修正等の更新情報として発信する場合
- (2) イベント、協議会等の現況、結果等について情報発信する場合
- (3) 緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、情報発信しようとする内容が定例軽易であって、所属長の意思決定がなされているとみなすことができる場合

### (投稿への対応)

第 5 条 SNS に寄せられる利用者からのコメント、メッセージ等を通じた個々のご意見への対応は行わない。

2 市からの発信情報と関係がない投稿及び不適切な内容と判断した投稿については、必要に応じ削除する。

(他団体のシェア等)

第6条 市のSNSから他のSNSが発信している情報のシェア、コメント及びSNSボタンのクリックは、原則として行わないものとする。ただし、公式アカウントの確認を取ることができる市内の商工会、観光交流機構その他これに類する団体のほか、佐渡市が参加するイベント等のSNSに対しては、この限りでない。

(情報の表記)

第7条 情報発信に当たっては、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って平易な言葉で丁寧に伝えなければならない。

(遵守事項)

第8条 情報発信に当たっては、法令、ソーシャルメディアを利用した情報発信に係るガイドライン及びこの規程を遵守しなければならない。

(協議会等のSNS)

第9条 佐渡市が主体的に関与している協議会等の団体名で公式SNSを運用したい場合、佐渡市が主体的に運営している組織の公式ソーシャルネットワークサービス(開設・廃止)届出書を広報主管課長に提出すること。

なお、その場合、次の項目の全てを満たすこと。

- ①佐渡市がその運営に主体的に関与しており、市長・教育長等が組織の長となっている団体であること。
- ②佐渡市公式SNSでの情報発信や情報共有が行いにくいような特定分野での利用が多数見込まれること。
- ③佐渡市公式SNSは相互に連携して、必要な情報発信を行うこと。
- ④当該SNSでは、本運用規程に準じて運用すること。

(SNS利用の公表)

第10条 広報主管課長は、佐渡市の関与する公式SNSを開設した際は佐渡市ホームページにおいてこれを公表すること。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項については、広報主管課長が各所属長と協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月17日から実施する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から実施する。

別表1

名称	URL
フェイスブック	www.facebook.com
ユーチューブ	www.youtube.com
微博(ウェイボー)	weibo.com weibo-japan.com
ツイッター	www.twitter.com
LINE	line.me
Instagram	www.instagram.com

別記様式（第3条関係）

令和 年 月 日

課長 様

所 属 長

佐渡市公式ソーシャルネットワークサービス運用者（選任・変更）届出書

下記のとおり、佐渡市公式ソーシャルネットワークサービス運用者を（選任・変更）しましたので、届け出ます。

記

1 所属課（局）名

2 運用者

選任・ 変更の別	職員番号	氏 名	ソーシャルネットワークサービス に登録するメールアドレス
選任			
変更			

※選任・変更を必要に応じて見え消ししてください。

※ソーシャルネットワークサービスアカウントに登録するメールアドレスは正確に記入してください。

3 ソーシャルネットワークサービスの種類

- ・フェイスブック
- ・ユーチューブ
- ・微博（ウェイボー）
- ・ツイッター
- ・LINE
- ・Instagram

令和 年 月 日

課長 様

所 属 長

佐渡市が主体的に運営している組織の公式  
ソーシャルネットワークサービス（開設・廃止）届出書

下記のとおり、佐渡市が主体的に運営している組織の公式ソーシャルネットワークサービスを（開設・廃止）したいので届出ます。

記

1 ソーシャルネットワークサービスの種類

\_\_\_\_\_

2 組織（アカウント）の名称

\_\_\_\_\_

3 組織と佐渡市の関係 ※廃止の場合は記載不要

--

4 担当者名

\_\_\_\_\_係 \_\_\_\_\_（内線 \_\_\_\_\_）